システム開発委託基本契約書

株式会社○○（以下「甲」という。）と、●●株式会社（以下「乙」という。）とは、システムの開発に関し、以下のとおり開発委託基本契約（以下「本契約」という）を締結する。

第１条

本契約は，甲が乙に対して委託するシステム開発業務(以下「委託業務」という。)に関する基本的事項を定めるものであり，本契約を実施するために甲乙間にて取り交わされる全ての個別契約（以下「個別契約」という。）に適用される。

2　個別契約は，委託業務の内容・委託料その他の条件を明記した個別契約書の締結によって成立する。

第２条

乙は、個別契約において作成されたシステム仕様書に基づいて委託業務を完成させる。

２　乙は、委託業務の実施に際し、甲に必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には、適宜これに応ずるものとする。

第３条

本契約の有効期間は，本契約の締結の日から〇年間とする。

２　前項の期間満了の３０日前までに、甲および乙による更新しない旨の書面による意思表示がない場合、本契約はさらに１年間延長されるものとし、その後も同様とする。

３　甲または乙は、本契約の有効期間中であっても、３０日前に相手方に書面による通知することによって、本契約をいつでも解約することができる。

第４条

甲は、個別契約書記載の委託料を、個別契約に定める委託業務完了日の翌月〇日までに、乙の指定する金融機関の指定口座に振り込む方法で支払う。振込手数料は、甲の負担とする。

※業務を行った日から60日以内の期日を設定してください

第５条

乙は、個別契約に定める期間及び方法により、システムの成果物を甲へ納品する。甲は，当該成果物を，個別契約に定める検査期間内に検査する。

2　乙は、検査の結果、不合格とされた場合、甲の指定する期限までに、当該成果物に必要な修正を行い、再度納品しなければならない。

4　乙は、甲による検査の結果に疑義または異議のあるときは、結果報告後○日以内に、書面により甲にその旨及び甲乙間での協議を申し出ることができる。

第６条

甲は、乙に対し、成果物の納品検査後に生じた不具合（以下「瑕疵」という。）について当該瑕疵の修補を請求することができ、乙は、当該瑕疵を無償にて修補するものとする。ただし、瑕疵が軽微であって、納入物の修補に過分の費用を要する場合はこの限りではない。

2　瑕疵が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示等乙の責に帰さない事由によって生じたときは、前項の規定は適用しない。

3　第1項の瑕疵担保責任は、甲の請求が成果物の納品検査合格後○ヶ月以内にされた場合に限るものとする。

第７条

成果物についての所有権、及び特許権や著作権等の知的財産権(以下「特許権等」という。)は、委託料の完済時に、乙から甲に移転する。ただし、

　①　乙が従前から有していたもので、その内容が成果物に利用された特許権等

②　本発業務によって新たに作成されたもので、成果物に直接利用されていない特許権　　　等

については、乙に留保される。

2　乙は、前項で留保された特許権等を利用して、これと類似の成果物を作成できる。ただし、乙は当該特許権等を、甲と競合する類似のシステム開発に利用してはならない。

3　甲は、乙が有する特許権等について、成果物の利用に必要な範囲で、通常実施権を取得する。

第８条

甲または乙は、事前に相手方の書面による同意を得た場合を除き、相手方から秘密である旨明示された上で開示された技術上、営業上、本契約の存在及び内容、その他一切の業務上の情報（以下「秘密情報」という。）を、第三者に漏洩してはならない。

2　前項にかかわらず、以下の各号に該当する情報は、根拠を立証できることを条件として、秘密情報の対象外とするものとする。

　⑴　開示を受けたときに既に保有していた情報

　⑵　開示を受けたときに既に公知であった情報

　⑶ 取得する以前に守秘義務を負うことなく既に知得していた情報

　⑷ 正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく合法的に取得したもの

3　第1項における情報に関する秘密については、甲及び乙が、本件業務担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を負わせるものとする。

第９条

乙は、甲の書面による承諾がない限り、以下の各号に該当する行為をしてはならない。

⑴　本契約により生じる権利の全部または一部を、第三者に譲渡し、また担保とする行為

⑵　委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせる行為

2　乙は、委託業務の全部または一部を第三者に委託する場合，当該第三者が本契約記載の秘密保持義務と同等の秘密保持義務を負担することに同意する契約を当該第三者と締結しなければならず、かつ、当該第三者による秘密保持義務違反は乙がなしたものとみなす。

第１０条

甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当すると合理的に認められる場合には、各々が相手方に相当の期間を定めて当該行為の是正を催告したにもかかわらず、その期間内に当該行為の是正が行われないときは、本契約を解除することができる。

⑴相手方が本契約の履行に関し、不正の行為をしたとき

⑵相手方が本契約に違反したとき

⑶差押え、仮差押え、仮処分、又は競売の申立があったとき

・・・・・

第１１条

甲又は乙は、前条に掲げる事由及び甲又は乙が故意もしくは重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

第１２条

この契約に定めのない事項を定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

第１３条

本契約に関する訴えは、○○地方裁判所第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約成立の証として、本書を２通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

令和○年○月○日

甲　住所

　　会社名　代表者名　　　　　　　　　　　　　印

乙　住所

　　会社名　代表者名　　　　　　　　　　　　　印